

その他	判決年月日	令和3年12月24日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和3年(ネ)第10008号		

○ 出版社Yが、芸能人Xの父親が過去にXを私立大学へ裏口入学させた旨の記事①を同社発行の週刊誌上に掲載したこと、同週刊誌の発売前に同社のウェブサイト上に同記事を要約した記事②を掲載し現在も閲覧可能な状態にしていることについて、各記事はXの名誉を毀損するものであり、各記事の内容の真実性の証明がなく、これを真実と信じるについての相当の理由の証明もないから不法行為が成立すると判断し、Xの損害賠償請求を一部認容し、ウェブサイト上の記事②の削除請求を認容したが、謝罪広告の請求は棄却した事例

(事件類型) 謝罪広告等請求控訴事件

(結論) 控訴棄却

(関連条文) 民法709条, 723条

判 決 要 旨

1 一審原告Xは芸能人であり、一審被告Yは出版社である。

Yは、Xの父親がXを私立大学へ裏口入学させた旨の記事①を同社発行の週刊誌上に掲載した。また、同週刊誌の発売前に、同記事を要約した記事②を同社のウェブサイト上に掲載し、現在も閲覧可能な状態にしている。

Yの上記各行為がXに対する名誉毀損の不法行為に当たる旨のXの主張につき、原審は、各記事はXの名誉を毀損するものであり、各記事の内容の真実性の証明がなく、これを真実と信じるについての相当の理由の証明もないから不法行為が成立すると判断した。その上で、Xの請求のうち、損害賠償請求（弁護士費用を含めて1100万円）を440万円の範囲で認容し、ウェブサイト上の記事②の削除請求を認容したが、謝罪広告（上記週刊誌及びウェブサイト上のもの）の請求は棄却した。

当事者双方が原判決の敗訴部分を不服として控訴し、Xは、当審において、電車内吊広告による謝罪広告の請求を追加した。

本判決は、次のとおり判断して、当事者双方の控訴をいずれも棄却し、Xの上記追加請求も棄却した。

2 真実性及び相当性の証明について

各記事に記載された内容は、情報源とされる個人Aから聴き取った内容として編集スタッフがまとめた録取書に依存している。しかるに、Aの特定は必ずしも十分であるとはいえず、同録取書にAの供述内容が正確に録取されていることの担保はなく、同録取書の内容の真実性を基礎付けるに足る証拠は乏しく、かえって、同録取書の内容には客観的事実及び証拠に矛盾する点が多い上に、一般的な経験則に照らして不自然な内容も多い。これらの点に照らすと、同録取書の内容に依存している各記事の内容、特に、「Xの父親が、Xを大学に裏口入学させた」という事実の真実性の証明があったとは認

められない。

また、同録取書に依存した内容の各記事を公にすることによる影響（Xの社会的評価の低下等）は大きいにもかかわらず、Yの編集スタッフは、Aからの聴取内容について十分な検討や裏付け取材を行ったとはいえないから、Yにおいて、各記事の内容を真実と信ずるについての相当な理由があったとは認められない。

3 損害賠償額について

Xの名誉を毀損する各記事の内容に加えて、各記事の作成に係る経緯を考慮すれば、Yの行為によってXの受けた精神的損害は重大なものである。他方で、Xは著名なタレントであり、各種メディアを通じて自ら被害の回復を図ることが一定程度は可能であり、現にその機会を得ていたとかがわれること、各記事等の掲載によりXの活動に客観的に見て具体的かつ重大な支障が生じた事実までは認めるに足りないこと、その他、本件の一切の事情を総合考慮すれば、原審の認定どおり、Xの精神的損害に対する慰謝料を400万円と認定するのが相当であり、その1割に当たる弁護士費用40万円を加えると、Xの損害賠償請求は440万円の範囲で理由がある。

4 ウェブサイト上の記事②の削除請求について

名誉毀損を理由とする差止請求は、損害賠償とは異なり、加害者の社会経済活動や表現行為を直接規制するものであって、影響が大きいから、その必要性及び相当性の判断においては、損害賠償の場合よりもさらに程度の高い必要性・相当性が要求されるというべきであり、摘示事実が名誉棄損に当たることが明らかで、それによって被害者の社会的評価を低下させる程度、摘示事実が公共の利害に関する程度、公益を図る目的の有無及び程度、摘示事実が真実でない蓋然性の高さ、及び記事等の削除が加害者に与える影響の程度などを総合考慮すべきである。

これを本件について検討するに、裏口入学は一般に卑劣な行為として受け取られているため、記事②による事実の摘示が名誉毀損に当たるとは明らかであり、Xの社会的評価の低下は著しく、インターネット上の記事②は将来にわたって検索サイト等を通じて衆目にさらされるからその存続によってXが受ける不利益は大きいこと、他方、記事②は記事①を掲載した週刊誌の宣伝を目的としており、同週刊誌は販売済みであるから、記事②の削除によって受けるYの不利益はわずかであること、等の諸事情を考慮すれば、記事②の削除を命ずるのが相当である。

5 謝罪広告の請求について

Yの名誉毀損行為によってXが被った損害は重大なものであるが、他方で、Xが記事②の削除を請求できること、Xは、各種メディアを通じて自ら被害の回復を図ることが一定程度は可能であること、その他、本件訴訟に顕れた一切の事情を考慮すれば、Xの名誉を回復する手段として謝罪広告の掲載を命ずる必要性は認められない。

民法723条が、名誉毀損の被害者の救済として、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命じ得ることを規定している趣旨は、その

処分により，加害者に対して制裁を加えたり，また，加害者に謝罪等をさせることにより被害者に主観的な満足を与えたりするためではなく，金銭による損害賠償のみでは填補され得ない，毀損された被害者の人格的価値に対する社会的，客観的な評価自体を回復することを可能にするためであるから，Xが芸能人として各種メディアを通じて自ら被害の回復を図るなど，謝罪広告以外の方法によって名誉回復を図ることができるのであれば，謝罪広告掲載の可否を判断するに当たって，そのような被害者側の名誉回復行為を参酌することは許される。

以 上